

京都市立芸術大学大学院美術研究科論文博士の学位審査に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成26年6月30日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学学位規程（以下「学位規程」という。）第8条に基づく博士の学位（以下「論文博士」という。）の学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「学位申請論文等」とは、学位申請論文及び研究作品（研究作品にあつては、研究領域により必要な場合に限る。）をいう。

(学位)

第3条 京都市立芸術大学美術研究科（以下「研究科」という。）において授与する学位は、博士（美術）とする。

(学位申請資格)

第4条 論文博士の学位授与を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院の博士（後期）課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学院の修士課程を修了した後、3年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、予備審査委員会において資格があると認めた者

2 研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 作家として制作研究活動に従事した期間
- (3) 研究機関等において研究に従事した期間
- (4) 大学院の学生として研究活動を行った期間（修士課程は2年、博士（後期）課程は3年を上限とする）
- (5) 修士課程修了又は博士（後期）課程退学の後、大学の研究生として研究活動を行った期間
- (6) その他予備審査委員会において認めた期間

(学位授与審査願等の提出)

第5条 論文博士の学位授与を申請する者（以下「学位授与申請者」という。）は、次の各号に掲げる学位授与審査願等を、学長に提出するものとする。

- (1) 学位授与審査願（様式1）

- (2) 学位申請論文等目録
- (3) 学位申請論文
- (4) 研究作品
- (5) 学位申請論文の要旨（論文全体が既に出版あるいは公表されたものではないが、部分的に出版あるいは公表されている場合は、初出一覧を添付すること。）
- (6) 研究作品の資料
- (7) 履歴書
- (8) 業績書
- (9) 誓約書（様式2）
- (10) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書

2 学位申請論文等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしてなければならない。

- (1) 独創的であり、かつ十分な学術的水準に達していること。
- (2) 学位授与申請者が主体的に行った研究の成果であること。
- (3) 共同作業を含む場合は、共同制作者の承諾を得ること。

3 提出物は原則として返却しない。ただし、第1項第4号及び第6号に定める提出物についてはこの限りではない。

4 論文博士の学位授与の申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

（予備審査の付託）

第6条 学長は、前条の規定により提出された学位申請論文等の予備審査を研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託のあったときは、研究科委員会にその予備審査を依頼する。

（予備審査委員会）

第7条 学長から研究科長に予備審査の付託があったときは、学位申請論文等の審査及び申請資格審査を行うため、学位授与申請者ごとに予備審査委員会を研究科委員会に置く。

2 予備審査委員会は、学位申請論文の内容に関係の深い領域の主任審査教員1名及び副審査教員2名をもって構成する。

3 予備審査委員会は、第4条第1項各号に掲げる者及び第5条第2項各号に掲げる要件に該当するかどうかを審査し、その結果を研究科委員会に報告する。

4 学長は、前項の規定による予備審査の結果を学位授与申請者に通知する。

（学位授与申請書等の提出）

第8条 予備審査において本審査に値すると認められた学位授与申請者は、本審査のため学位授与申請書（様式3）に別に定める学位審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

2 予備審査の前に提出した学位申請論文等について、学位授与申請書を提出するまでに研

究の進展があった場合、論文の追加・訂正あるいは新たな研究作品を参考のために提出することができる。

3 学位審査手数料は還付しない。

4 提出物は原則として返却しない。ただし、第5条第1項第4号及び第6号に定める提出物についてはこの限りでない。

5 論文博士の学位授与の申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

(本審査の付託)

第9条 学長は、第5条及び前条の規定により提出された学位申請論文等の本審査を研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託のあったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

(本審査委員会)

第10条 学長から研究科長に本審査の付託があったときは、学位申請論文等の本審査等を行うため、学位授与申請者ごとに本審査委員会を研究科委員会に置く。

2 本審査委員会の構成は、学位規程第7条第2項の規定を準用する。ただし、副審査教員を2名以内で加えることができる。

(学位申請論文等本審査)

第11条 本審査委員会は、学位申請論文等について閲覧、展示及び発表等の方法による公開審査を行うこととする。

2 前項に定める研究作品の展示は、学位授与申請者が行うこととする。

3 本審査委員会は、必要があると認める時は、学位申請論文等の審査及び学位申請論文等の内容に関連する専門科目について、筆答又は口頭による試験（以下「試験」という。）を行うことができる。

4 本審査委員会は、前項の規定による試験の科目及び方法を定めて、学位授与申請者に通知するものとする。

5 公開審査は、第1項及び第2項に規定するもののほか、博士課程委員会が別途定める。

(学力の確認)

第12条 本審査委員会は、必要があると認める時は、研究科の課程を修了したものと同等以上の学力があることを確認するための試問（以下「試問」という。）を行うことができる。

2 試問は、学位授与申請者の学術領域の専門科目及び専門の学術研究を行うのに必要な知見について、筆答又は口頭により行い、研究領域により必要な場合は外国語の試問を行うものとする。

3 本審査委員会において試問のために必要があると認めるときは、審査委員以外の教員も試問を行うことができる。

4 本審査委員会は、試問の科目及び方法を定めて、学位授与申請者に通知するものとする。
(審査結果の報告)

第13条 本審査委員会は、学位申請論文等の審査、試験及び試問が終了したときは、学位審査報告書（以下「報告書」という。）を研究科長に提出するものとする。
(研究科委員会の審議)

第14条 研究科長は、前条の報告書について審議を行うための研究科委員会（以下「特別研究科委員会」という。）を召集する。

2 前項の特別研究科委員会は、報告書についての審議のみを行い、合格又は不合格の議決は行わない。
(合否の決定)

第15条 研究科委員会は、前条の特別研究科委員会の審議の後に、合格又は不合格を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、出席者の3分の2以上が賛成しなければならない。
(審議の報告)

第16条 研究科委員会において、前条の規定により議決したときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。
(学位の授与)

第17条 学位の授与については、学位規程第11条の規定を準用する。
(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、論文博士の学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月30日から施行する。

(様式1)

年 月 日

京都市立芸術大学 学長 様

住 所

氏 名

印

学 位 授 与 審 査 願

このたび、京都市立芸術大学学位規程第8条による学位の審査を受けたく、
以下の書類を添えて願ひ出ます。

記

- | | | |
|----|---------------------|----------|
| 1 | 学位申請論文等目録 | <u>部</u> |
| 2 | 学位博士論文 | <u>部</u> |
| 3 | 研究作品 | |
| 4 | 学位申請論文の要旨 | <u>部</u> |
| 5 | 研究作品の資料 | <u>部</u> |
| 6 | 履歴書 | <u>部</u> |
| 7 | 業績書 | <u>部</u> |
| 8 | 誓約書 | |
| 9 | 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 | |
| 10 | 最終出身学校の学業成績証明書 | |

(様式2)

誓 約 書

提出した博士論文等（作品・論文）に関して、

- ・ これまでに他大学に同一内容での学位申請をしていません
- ・ 作品・論文の作成は申請者自身の責任においておこないました
- ・ 論文中の引用はすべて明記しています

年 月 日

署名

(様式3)

年 月 日

京都市立芸術大学 学長 様

住 所

氏 名

印

学 位 授 与 申 請 書

このたび、京都市立芸術大学学位規程第8条第1項の規定により、学位審査手数料を添え、博士（美術）の学位の授与を申請いたします。